

旅の手配

ロシア・CIS 諸国・バルト三国、東欧諸国 査証（ビザ）情報

<ロシア>

駐日ロシア大使館（東京、大阪、新潟、札幌）にて予め査証（ビザ）を取得しておく必要があります。

- 必要書類：パスポート原本（旅券残存有効日数：出国時6ヶ月以上）、申請書1枚
写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm／白黒・スピード可）

- 査証種類 普通申請（取得所要日数8日間）

観光査証	実費：5,000円
業務査証	実費：7,000円
通過査証	実費：5,000円

緊急申請（取得所要日数1～7日間） 10,000～50,000円

- ※ダブルエントリー 観光査証 実費：5,000円
トランジット 実費：7,000円

●バウチャー申請の場合：

- ・バウチャーとともに、ロシア外務省に正式登録されたロシアの現地旅行会社によるロシア外務省指定書式による手配確認書が必要。
- ・ホテルクーポンのみでの申請は不可。

●企業・団体からの招待状方式の場合：

- ・モスクワ、ペテルブルグ、ハバロフスク、ウラジオストックほかロシア主要都市の企業、団体からの直接の招待状は無効（ロシア外務省からの公電が必要）
- ・これら以外の都市からの招待状でも必要な書式が満たされていない場合は無効。

●個人招待状方式の場合：

- ・ロシア在住の個人からの招待状による場合、ロシア外国人登録部発行の招待状を受領後、国際郵便等で原本を日本に送付してもらうことが必要。

●滞在が3ヶ月を超える場合、エイズ検査証が必要。

<問い合わせ>

東京大使館：03-3583-4445

大阪総領事館：06-6849-8357

新潟領事館：025-244-6015

札幌領事館：011-561-3171

<ベラルーシ>

駐日ベラルーシ大使館にて予め査証（ビザ）を取得しておく必要があります。

- 必要書類：パスポート原本（旅券残存有効日数：出国時まで）、申請書1枚
写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm／白黒・スピード可）

- 査証種類 普通申請（取得所要日数5日間）

観光査証	実費：1,300円
業務査証	実費：1,300円
通過査証	実費：1,300円

※国境の空港、列車駅での査証（ビザ）取得は不可。

●バウチャー申請の場合：

- ・バウチャーとともに、ロシア外務省に正式登録されたロシアの現地旅行会社によるロシア外務省指定書式による手配確認書が必要。
- ・ホテルクーポンのみでの申請は不可。

●企業・団体からの招待状方式の場合：

- ・モスクワ、ペテルブルグ、ハバロフスク、ウラジオストックほかロシア主要都市の企業、団体からの直接の招待状は無効（ロシア外務省からの公電が必要）
- ・これら以外の都市からの招待状でも必要な書式が満たされていない場合は無効。

●個人招待状方式の場合：

- ・ロシア在住の個人からの招待状による場合、ロシア外国人登録部発行の招待状を受領後、国際郵便等で原本

を日本に送付してもらうことが必要。

<問い合わせ>

東京大使館：03-3448-1623

【 ロシア・ベラルーシ／査証取得代行手数料 】

弊社にて査証の取得代行を承っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

●お一人様1ヶ国につき：普通申請： ¥7,350（消費税込み）

緊急申請： ¥10,500（消費税込み）

<ウクライナ>

- ・日本人の場合、90日間以内の滞在であれば、査証（ビザ）は不要。
- ・旅券残存有効日数：出国時まで

<グルジア>

- ・現地空港で到着時、取得可能。条件は確認が必要、ただし日本に領事館なし。

<アルメニア>

- ・現地空港で到着時、取得可能。条件は確認が必要、ただし日本に領事館なし。

<アゼルバイジャン>

- ・現地空港で到着時、取得可能。条件は確認が必要、ただし日本に領事館なし。

<リトアニア>

- ・日本人の場合、90日間以内の滞在であれば、査証（ビザ）は不要。
- ・旅券残存有効日数：出国時3ヶ月以上

<エストニア>

- ・日本人の場合、90日間以内の滞在であれば、査証（ビザ）は不要。
- ・旅券残存有効日数：出国時まで

<ラトビア>

- ・日本人の場合、90日間以内の滞在であれば、査証（ビザ）は不要。
- ・旅券残存有効日数：出国時2ヶ月以上

<チェコ>

- ・日本人の場合、90日間以内の滞在であれば、査証（ビザ）は不要。
- ・旅券残存有効日数：入国時、6ヶ月以上

<スロバキア>

- ・日本人の場合、90日間以内の滞在であれば、査証（ビザ）は不要。
- ・旅券残存有効日数：入国時、2ヶ月以上

<ポーランド>

- ・日本人の場合、観光・商用とも90日間以内の滞在であれば、査証（ビザ）は不要。
- ・旅券残存有効日数：入国時、91日以上
- ・入国時に、滞在に必要なとされる最低所持金額の提示が義務付けられています。

<ハンガリー>

- ・日本人の場合、観光・商用とも90日間以内の滞在であれば、査証（ビザ）は不要。
- ・旅券残存有効日数：入国時、6ヶ月以上

<ブルガリア>

- ・日本人の場合、観光・商用とも30日間以内の滞在であれば、査証（ビザ）は不要。
- ・旅券残存有効日数：入国時、6ヶ月以上